

市第 1 号議案 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正について

＜人事委員会勧告の概要 勧告日：平成 21 年 5 月 14 日＞

① 期末手当、勤勉手当の支給割合の変更

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当について、民間企業における夏季一時金が大きく減少するものと見込まれる状況等を踏まえ支給割合を変更（特例としての措置）

一般職員 : 2.15→1.95 (▲0.20) 再任用職員 : 1.10→1.00 (▲0.10)

② 今後の勧告

今回の勧告は、平成 21 年 6 月の特例措置であり、条例改正前の支給割合と勧告に基づく改正後の支給割合の差に相当する支給割合の期末・勤勉手当の取扱いについては、現在、実施している職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、別途勧告する。

1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の変更

【横浜市職員に対する期末及び勤勉手当に関する条例】

人事委員会勧告を尊重し、一般職職員に対して平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を変更します。また、これに合わせて、議員、市長等の期末手当の支給割合についても変更します。

[条例付則第 2～6 項]

＜平成 21 年 6 月 期末・勤勉手当の支給割合＞

	支給割合		
	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.40→1.25	0.75→0.70	2.15→1.95
管理職員	1.20→1.10	0.95→0.85	
議員、市長等	2.15→1.95	—	1.10→1.00
再任用職員（一般職員）	0.75→0.70	0.35→0.30	
再任用職員（管理職員）	0.65→0.60	0.45→0.40	

※勤勉手当は表の区分ごとの支給総額の範囲内で勤務状況を勘案し支給

2 市長及び副市長に対する期末手当の減額の基礎となる支給割合の変更

【平成21年度における市長及び副市長に対する期末手当の特例に関する条例】

平成21年度における市長、副市長に対する期末手当の減額（市長：▲30% 副市長：▲20%）について、市長等の変更後の支給割合により算出した期末手当の額から減額を行うよう変更します。

[附則第 2 項]

3 施行期日

公布の日から（平成21年6月1日より前に公布する必要があります。）

[附則第 1 項]